平成16年度留萌市の人事行政の運営等の状況

地方公務員法及び留萌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、今年度から人事行政の運営等の状況について公表することになりました。
今月号では、平成16年度留萌市の人事行政の運営等の状況と留萌市職員の給与と定員のあらましを公表いたします。

任免及び職員数に関する状況

公務員は、任用により成立し、離職により消滅するといわれます。任用には採用・昇任・降任・転任があり、離職とは失職・免職・退職・辞職等を含む総体的な概念であるとされます。

■職員数

(単位:人)

区　分	平成16年度当初職員数	H16.4.2～H17.4.1 採用者数	H16.4.2～H17.4.1 退職者数	平成17年度当初職員数	備　考
一般行政職	277	2	14	265	採用2名は消防組合へ派遣（消防職）
医　師　職	31	8	9	30	
医療技術職	42	4	3	43	
看　護　職	224	12	14	222	
企　業　職	17	0	0	17	
技能労務職	33	0	3	30	
合　　計	624	26	43	607	

勤務時間その他の勤務条件

■勤務時間、休憩・休息時間

区　分	勤務時間 始業時間	勤務時間 終業時間	休憩時間	休息時間
一般行政職	午前8時50分	午後5時20分	午後0時～午後0時45分（45分間）	午後0時45分～午後1時（15分間）

※　職場や職種によっては、上記と異なる場合があります。

■年次有給休暇の取得状況

区　分	対象職員数	平均取得日数	消化率
一般行政職	211人	11.3日	28.7%

※　平成16年1月1日～平成16年12月31日の状況

■その他の休暇・育児休業等の取得状況

区　分	病気休暇	介護休暇	育児休業
16年度中に新規取得または前年度より継続中の職員数	90人	0人	5人

※　上記以外に、特別休暇等があります。

分限及び懲戒処分の状況

平成16年度は、心身の故障による休職が1名。信用失墜行為として、免職が1名及び戒告が3名となっています。

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免　職		
	休　職	1人	心身の故障による
	降　任		
	降　給		
懲戒処分	免　職	1人	信用失墜行為
	停　職		
	減　給		
	戒　告	3人	信用失墜行為

●分限処分とは
職員がその職責を十分に果たし得ない一定の事由がある場合に、公務能率の維持・向上を目的として、職員の意に反して行う身分上の変動をもたらす処分のことです。その種類としては、免職・休職・降任・降給があります。

●懲戒処分とは
職員に一定の義務違反がある場合に、その道義的責任を追及し、公務員関係の秩序を維持するために行われる制裁的な処分のことです。その種類としては、免職・停職・減給・戒告があります。

服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は次のとおりです。

区　分	内　容	違反者数
職務命令に従う義務	法令等の定める規定に従い、かつ上司の服務上の命令に従うこと	
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となる行為をしないこと	4人
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らさないこと	
職務に専念する義務	勤務時間中全力で職務を遂行しなければならないこと	
政治的行為の制限	政党その他の政治的団体の結成等に関与してはならないこと	
争議行為等の禁止	争議行為等をしてはならないこと	
営利企業等の従事制限	営利企業等への従事が制限されており、従事する場合は許可を得ること	

研修及び勤務成績の評定の状況

職員研修は、市職員研修規程や毎年度策定する研修計画に基づき、実施しています。

■勤務成績の評定

評定時期	評定結果 成績良好	評定結果 成績不良	成績不良に係る主な事由
平成16年 4月	88人	2人	戒告処分のため
平成16年 7月	93人	1人	戒告処分のため
平成16年10月	269人	1人	戒告処分のため
平成17年 1月	104人	1人	戒告処分のため
計	554人	5人	

■職員研修の実施状況

区　分	研修人数	研修内容等
研修所研修	16人	北海道自治政策研修センター研修
自主研修	20人	e-ラーニング情報セキュリティ研修
各種専門研修	53人	専門知識・技術習得のための研修
その他の研修	55人	市町村合併講習会
合　　計	144人	

福祉及び利益の保護の状況

職員健診の状況
市では、次のとおり各種の職員健康診断を行っています。
健康診断の目的は、生活習慣病をはじめとする病気を早期に発見し、職員一人ひとりの健康状態をチェックすることにあります。
近年は、経過観察・要再検査の職員の割合が高くなってきており、健康診断の結果を今後の生活に生かしていくよう指導していくことが重要になってきています。

区　分	受診者数	内　容
一般健診	116人	全職員を対象とする健康診断
特別健診	19人	調理・運転業務に従事する職員を対象とする健康診断
成人病健診	725人	胃がん・肺がん・動脈硬化・大腸がん・子宮がん・乳がん・人間ドック・脳ドック等の健康診断
新規採用健診	4人	新規採用職員を対象とする健康診断
計	864人	

公務災害補償制度
地方公務員の公務又は通勤途上における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）によって本人又は遺族若しくは被扶養者が受ける損害を補償します。

加入団体	件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金北海道支部	7件	針刺し事故、転倒事故

公平委員会に係る業務の状況

①公平委員会は、職員からの給与、勤務条件その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置をとります。
②公平委員会は、職員からの懲戒その他の意に反する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をします。

内　容	要求件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

留萌市の人事給与制度について

留萌市役所総務部
総務行革課
小原寿政（おばらとしまさ）課長

平成17年度は給与の7%を削減しています

留萌市の職員の給与制度や職員数の考え方について紹介します。
地方公務員の給与は、国家公務員の給与に準じて決めることとして国から通知されています。
国家公務員の給与に準ずることになると地方公共団体同士の格差もなくなり公務員全体の給与水準が保持されるという考え方で、留萌市においてもこれに準拠して「市職員給与条例」を定めております。
しかし、留萌市の財政状況が厳しい状況が続いているなかで、これを基準としてさらに独自の削減を平成11年から継続してきました。
平成17年度は給料7%、期末手当0・1ヶ月（係長以下）0・2ヶ月（管理職）、諸手当等の削減を実施しております。
職員数については、平成8年度から定員適正化計画をつくり、簡素で効率的な組織機構を目指して定員配置の合理化に努めてきました。
一般会計を例にとると平成11年度333名の職員数を平成17年度254名に、79名の削減を実施してきました。
この間における削減効果額は約40億円になります。また、財政再建計画では平成21年度までに約34億円の効果額を見込んでおり再建策の6割を占めています。
このような中でも職員の行政運営における使命感がしぼむことのないように、時代の変化と多様化する住民ニーズに対応できる責任感のある職員の育成に努めております。
今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ
総務部
総務行革課人事研修係
☎42・1801

留萌市職員の 給与と定員のあらまし

留萌市には、市民生活にかかわるさまざまな仕事にたずさわっている、いろいろな職種の職員がいます。
これらの市職員の給与は、その従事する職務の内容に応じ、国や他の地方公共団体の職員あるいは民間企業の従事者の給与や生計費、その他の事情を考慮し、市議会の審議を経て条例で定められています。
また、定員（職員数）も、市の財政規模や事務・事業量を考慮し、市議会の審議を経て条例で定められています。

人件費

人件費には、特別職（市長、助役、収入役）、市議会議員、各種委員、一般職員に支給される給料や各種手当、退職手当のほかに、共済費（民間企業では、社会保険料の事業主負担分に相当するもの）などの使用者負担分を含む経費が含まれます。総額は、約26・5億円で、19・3％（表1）

人口（年度末）	27,198人
歳出額（A）	137億6817万円
人件費（B）	26億5187万円
人件費率（B／A）	19.3%
（参考）前年度人件費	20.7%

※人件費には、特別職に支給される給与等を含みます。
（平成16年度普通会計決算見込み）

職員給与費

職員給与費は、一般職員に毎月支払う給料、諸手当、期末・勤勉手当（民間の賞与にあたる）を合わせたもので、歳出総額に占める割合は、11・7％（表2）

職員（A）		253人
給与費	給料	9億9941万円
	職員手当	1億6619万円
	期末・勤勉手当	4億446万円
	計（B）	15億7006万円
1人当たりの給与費（B／A）		621万円

※職員手当には、退職手当を含まない。
職員給与費は、当初予算計上額。
（平成17年度普通会計当初予算）

給料

職員の毎月の給料は、「給料表」によって決まります。給料表には職種に応じて「行政職」「医療職」「労務職」の給料表があり、それぞれの給料表で、職務の内容と責任の度合いに応じて、いくつかの級と号俸（給料月額）が定められています。

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1級～6級	係員・主任職	121人	45.7%
5・6級	係長職	84人	31.7%
6・7級	主幹職	12人	4.5%
7・8級	課長職	38人	14.3%
8・9級	次長職	1人	0.4%
8・9級	部長職	9人	3.4%
計		265人	100.0%

（一般行政職／平成17年4月1日現在）

採用学歴＼経験年数		初任給	経験年数区分別平均給与月額 10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
市	大学卒	170,700円	289,900円	327,800円	373,000円
市	高校卒	138,800円	248,400円	277,600円	342,000円
国	大学卒	Ⅰ種 179,800円	309,000円	363,500円	415,500円
国	大学卒	Ⅱ種 170,700円			
国	高校卒	Ⅲ種 138,800円	245,800円	305,700円	356,900円

（一般行政職／平成16年4月1日現在）

職員手当

職員には、給料のほかに一定の条件に該当する場合、諸手当を支払います。

期末・勤勉手当は、平成17年度で管理職では、年間4・25月分、その他職員では、年間4・35月分を支払っています。

「退職手当」は、退職時の給料月額に、勤続年数と退職理由に応じて決められている支給率を乗じて支払っています。その他、「寒冷地手当」「時間外勤務手当」「特殊勤務手当」等があり、勤務の状況に応じて支払っています。

区分		内容				国との比較
扶養手当	配偶者	13,000円				国と同じ
	扶養家族	2人目まで1人 6,000円（配偶者の状況により手当額が変更）				
		3人目以降1人 5,000円				
	特定加算	1人 5,000円（16歳～22歳の子に加算）				
期末・勤勉手当		6月期	12月期	合計	※平成12年度から財政状況を考慮し、減額を続けています。（ ）内は、一般職の減額後の支給月数です。〔 〕は管理職です。	国と同じ（独自減額中）
	期末手当	1.40月分（1.35月分）〔1.30月分〕	1.60月分（1.55月分）〔1.50月分〕	3.00月分（2.90月分）〔2.80月分〕		
	勤勉手当	0.70月分	0.75月分	1.45月分		
	役職加算	有5～15%（減額中0%）				
管理職手当	部長級	64,800円（51,800円）			※平成11年度から財政状況を考慮し、減額を続けています。（ ）内は、減額後の手当額です。	国と異なる
	課長級	48,000円（38,400円）				
	課長補佐級	38,200円（30,500円）				
通勤手当	通勤距離が2㎞以上の者に限る	交通機関（バス等）の利用 上限55,000円（実費支給）				国と同じ
		自家用車の使用上限24,500円（定額支給）（例）片道5㎞未満2,000円、10㎞未満4,100円				
住居手当	借家等	上限27,000円（家賃12,000円を超える場合のみ額に応じて支給）				国と同じ
	持ち家	5,000円				国と異なる
退職手当		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	国と同じ
	自己都合	21.00月分	33.75月分	47.50月分	59.28月分	
	勧奨・定年	27.30月分	42.12月分	59.28月分	59.28月分	

特別職の報酬等

市長、助役、収入役の給料や市議会の議長、副議長、議員の報酬月額と期末手当は次のとおりです。
※三役の期末手当は、平成11年度から、役職加算は平成12年度から財政状況を考慮し、減額を続けています。同様に、議会議員の報酬及び期末手当については、平成16年度から減額しています。
（ ）内は、減額後の給料、支給月額及び支給率です
部門別職員数の状況は左下表のとおりです。（各年4月1日現在。）

区分		給料月額等	期末手当支給割合等 6月期	12月期	合計	役職加算
特別職	市長	900,000円（630,000円）	2.10月分（1.95月分）	2.30月分（2.15月分）	4.40月分（4.10月分）	15%（0%）
特別職	助役	720,000円（576,000円）				
特別職	収入役	620,000円（527,000円）				
議員	議長	410,000円（389,000円）	2.10月分（2.05月分）	2.30月分（2.25月分）	4.40月分（4.30月分）	15%（0%）
議員	副議長	360,000円（342,000円）				
議員	議員	330,000円（314,000円）				

定員の状況及び新たな定員適正化計画

定員適正化計画と数値目標

現在の留萌市の職員数は、国が作成した地方公共団体の定員モデル（標準的な職員数）による分析結果では、ほぼ適正な職員数となっています。しかし、全国の市を対象に指標化した類似団体修正値（人口と産業構造を基に事業部門毎の人口1万人あたりの職員数値を算出したもの）により割り出した職員数を定員基準として設定し、一般行政部門及び特別行政部門における職員の定員適正化計画を策定し、定員管理に努めてきました。

前回計画では当初計画数値を上回る削減を達成しましたが、引き続き平成17年度を基点とした平成22年度までの職員の定員管理のため、新たな定員適正化計画を策定しました。

部門＼区分		職員数 H16	H17	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会・総務	81人	74人	△7人	合併推進室削減など
一般行政部門	税務	17人	17人	0人	
一般行政部門	福祉	62人	61人	△1人	野犬掃討業務嘱託化など
一般行政部門	経済	26人	27人	1人	経済振興業務充実など
一般行政部門	土木（建築）	31人	31人	0人	
一般行政部門	小計	217人	210人	△7人	
教育行政部門		48人	44人	△4人	調理業務等臨時化など
（普通会計の計）		（265人）	（254人）	（△11人）	（一般行政、教育行政の合計）
公営企業等部門	病院	317人	312人	△5人	固定医の縮小など
公営企業等部門	水道	17人	17人	0人	
公営企業等部門	下水道	10人	9人	△1人	下水道会計縮小
公営企業等部門	その他	15人	15人	0人	
公営企業等部門	小計	359人	353人	△6人	
合計		624人	607人	△17人	

主な定員適正化手法の概要

定員適正化計画の実施期間中においては、新規採用を実施しながら職員数を削減するため、職員の資質の向上を図り、最少の職員数で最大の効果を上げることを目指し、既存の組織にとらわれない弾力的・機動的な人員の再配置を行います。

	区分	H13	数値目標	実績数値
一般行政	職員数	235人	211人	210人
一般行政	減員		38人	69人
一般行政	増員		14人	44人
一般行政	差引		△24人	△25人
特別行政（教育）	職員数	75人	61人	44人
特別行政（教育）	減員		20人	33人
特別行政（教育）	増員		6人	2人
特別行政（教育）	差引		△14人	△31人
合計	職員数	310人	272人	254人
合計	減員		58人	102人
合計	増員		20人	46人
合計	差引		△38人	△56人

	区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計画期間数値目標
一般行政	職員数	210人	200人	197人	195人	190人	187人	
一般行政	減員		22人	8人	8人	15人	21人	74人
一般行政	増員		12人	5人	6人	10人	18人	51人
一般行政	差引		△10人	△3人	△2人	△5人	△3人	△23人
特別行政（教育）	職員数	44人	42人	41人	40人	38人	34人	
特別行政（教育）	減員		2人	1人	1人	2人	4人	10人
特別行政（教育）	増員		0人	0人	0人	0人	0人	0人
特別行政（教育）	差引		△2人	△1人	△1人	△2人	△4人	△10人
合計	職員数	254人	242人	238人	235人	228人	221人	
合計	減員		24人	9人	9人	17人	25人	84人
合計	増員		12人	5人	6人	10人	18人	51人
合計	差引		△12人	△4人	△3人	△7人	△7人	△33人